

建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

令和 8 年 7 月
環境省水・大気環境局

1. 改正の経緯・背景

- 地下水の過剰採取は、地盤沈下の原因となることから、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号。以下「法」という。）に基づき、建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 335 号）で定める指定地域（以下「指定地域」という。）において、揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない（法第 4 条第 1 項）、当該都道府県知事は、揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が環境省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ、許可をしてはならないとされている（法第 4 条第 2 項）。
- 2050 年ネット・ゼロの実現に向け、省エネルギー効果が高いとされる地中熱の活用が期待されている一方で、地下水を揚水して熱利用するオープンループ型地中熱利用システムについては、上述の技術的基準で定められる揚水機の吐出口の断面積では業務用建築物等での空調利用に必要な揚水量を確保できず、また、一般的な揚水井の掘削深度が 100 メートル程度であるところ、技術的基準で定められるストレーナーの位置は最も浅くても 400 メートル以深に指定されており、指定地域での導入が困難な状況にある。
- オープンループ型地中熱利用システムのうち、帯水層から被圧地下水を採取して熱利用した後、採取した地下水の全量を同一の帯水層に還元する地中熱利用システム（以下「地下水還元型地中熱利用システム」という。）については、大阪市からの国家戦略特区等提案を受け、国家戦略特別区域内の指定地域において、環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成 27 年内閣府・環境省令第 1 号。以下「共同命令」という。）に基づき、地盤沈下のおそれがないことを確認した上で、既に運用されている。
- また、熱需要の高い都市部における地下水還元型地中熱利用システムの普及を図るため、国家戦略特別区域以外での導入可能性について検討を行い、地盤沈下の発生を抑えつつ、地下水の適正な保全及び利用が図られる当該システムの適用要件を整理した。
- さらに、第 67 回国家戦略特別区域諮問会議において、国家戦略特別区域における特例措置の全国展開に向けて取り組んでいくことが示されたことを踏まえ、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則」（昭和 37 年建設省令第 22 号）の一部を

改正するものである。

2. 改正の内容

(技術的基準について)

- 地盤沈下のおそれがない地下水還元型地中熱利用システムについては、全国展開に向けて必要な措置を講ずるため、建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則第2条別記に定める技術的基準において、以下の規定を新設する改正を行った。

次のいずれにも該当する揚水設備については、運用時に想定される揚水量、運用時に想定される揚水を行う帯水層の周辺の土質の状況等を勘案し、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が、当該揚水設備の設置の場所及びその周辺において地下水位及び地盤高が著しく変化するおそれがないものであること。この場合においては、前各号の規定は、適用しない。

- ・ 帯水層からの地下水の揚水及び揚水した地下水の帯水層への還元を一体的に行うことを通じて当該地下水を冷房又は暖房の用に供すること。
- ・ 揚水した地下水の全量を同一の帯水層に還元（以下「全量還元」という。）する構造を有すること。
- ・ 当該設備の連続的な又は相当の頻度による稼働に伴う全量還元の状況を把握する措置その他の地盤沈下の防止等の観点から必要な措置が講じられていること。

3. 公布・施行日

公 布 : 令和8年7月17日

施 行 : 令和9年9月1日